

【町税等の納期内納付にご協力をお願いします】

町税や介護保険料等は、町民の皆さまが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っており、福祉や教育、道路整備等、様々な事業を進める上で非常に大切な財源です。

税金等は、町民の皆さまに公平に負担をしていただいております。納付されなければ、町の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。

また、多くの町民の皆さまにはすでに納期内納付にご協力いただいておりますが、納期経過後も未納となっている場合には、督促状発送等の経費がかかります。大切な財源から経費が負担されることをご理解いただき、納期内納付にご協力をお願いいたします。

令和4年度 現年度・滞納繰越分 町税(※)の徴収率 **99.74%**

(現年度分：99.85%、滞納繰越分：14.76%)

※【対象科目】個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税

町民の皆さまの納税・納付に対するご理解とご協力により、高い徴収率となりました。引き続き納期内納付にご協力をお願いいたします。

■納付相談

病気や失業、事業の廃止等の特別な事情により納期内に納付できない場合は、税務住民課税務係までご連絡ください。
生活状況の聞き取りを行った上で、納付に関する相談を行っています。

■督促状・催告書の送付

町税等を納期限までに納めていない人には、法律に基づき督促状を送付し、督促状送付後にも未納がある場合は、催告書を送付します。

それでも納めていただけない場合には、法律に基づき様々な債権に関する調査を行い、調査の結果財産を発見した場合は差押えを執行します。

【町税等の納付場所】

町税等は、次の金融機関等で納めることができます。

■納付場所

- ・ 下川町役場出納室
- 指定金融機関
- ・ 北星信用金庫
- 収納代理金融機関
- ・ 北海道銀行

- ・ 北はるか農業協同組合 下川支所
- ・ 北海道労働金庫
- ・ 北海道内の郵便局
- 又はゆうちょ銀行

【口座振替納付のご利用を】

町税等は、ご指定の預金口座から自動的に引き落とす口座振替で納めることができます。

銀行等の窓口にお金を持って行く手間や時間が省け、納め忘れの防止にもなり大変便利です。

各納期の最終日にご指定の口座から振替します。振替日が近づきましたら、預金残高をご確認ください。

■対象の税金等

- ・ 町道民税(個人住民税)
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税(種別割)

■国民健康保険税

- ・ 介護保険料
- ・ 後期高齢者医療保険料
- ※ 給与特別徴収、年金特別徴収に係るものは除きます。

■対象の金融機関

- ・ 北星信用金庫(本・支店)
- ・ 北はるか農業協同組合 (下川支所)
- ・ ゆうちょ銀行(郵便局)

■ご利用手続き

ご利用の手続きは、各金融機関または役場税務住民課で行えます。

手続きの際には、ご指定の預金通帳の口座情報、通帳の銀行印、納税(納付)通知書をご持参ください。

ただし、「ゆうちょ銀行」の手続きは、役場では行えないため、郵便局で行ってください。

■お問い合わせ

税務住民課税務係

☎ 4-2511

☆ 4-251103